

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

私立幼稚園及び認定こども園の預かり保育または認可外保育施設等を利用される方が無償化の給付を受けるためには、北谷町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

この案内には、私立幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「子育てのための施設等」という。）を利用される方向けに、北谷町における給付認定申請に関する手続きや必要書類等について記載しています。内容をよく読んで申請してください。

この案内の「認可外保育施設等」とは、

①沖縄県へ届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）、②一時預かり事業、③預かり保育事業、④病児保育事業、⑤子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業）

1 対象となる方

北谷町から「**保育の必要性の認定**」を受けた、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども、もしくは0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯（※1）子どもで、保育所等（※2）を利用していない場合、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

※1 未婚のひとり親で寡婦等とみなされた場合に非課税者となった場合や、生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含む。

※2 認可保育所等、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園

令和2年度の年齢別クラスは次のとおりです。

| クラス | 生年月日 |
|-----|-----------------------------------|
| 0歳児 | 平成31年（2019年）4月2日～ |
| 1歳児 | 平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日 |
| 2歳児 | 平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日 |
| 3歳児 | 平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日 |
| 4歳児 | 平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日 |
| 5歳児 | 平成26年（2014年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日 |

2 認定申請の手続き

認可外保育施設等を利用する方が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「無償化給付」といいます。）を受けるためには、保護者が北谷町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。該当する方は、子ども家庭課に申請し、保育の必要性の認定を受けてください。受け付けた申請については、原則30日以内にその結果を「施設等利用給付認定通知書※」にて通知します。

ただし、現況確認時期の場合、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、認定申請の結果は、令和2年3月末までに通知する予定です。

※ 施設等利用給付認定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間等を記載しています。

（1）認定区分

認可外保育施設等を利用する際に無償化給付の対象となるには、区分工「法30条の4 2号認定/3号認定」を受ける必要があります。

| | 認定区分 | 認定の種類 | 保育の必要性 |
|---|-------------------|-----------|--------|
| ア | 法第19条 1号認定 | 教育・保育給付認定 | なし |
| イ | 法第30条の4 1号認定 | 施設等利用給付認定 | なし |
| ウ | 法第19条 2号認定/3号認定 | 教育・保育給付認定 | あり |
| エ | 法第30条の4 2号認定/3号認定 | 施設等利用給付認定 | あり |

(2) 保育の必要性の認定

保護者のいずれもが以下のいずれかの状況により保育を必要とする場合に、北谷町が保育の必要性を認定します。

| 事由 | 保護者の状況 | 給付認定の有効期間 |
|-------|---|---------------|
| 就労 | 会社や自宅を問わず、 月64時間 以上働いているとき | 就労期間中 |
| 妊娠・出産 | 出産の準備や出産後の休養が必要なとき | 産前3か月、産後2か月※ |
| 病気・けが | 病気・けがのため保育が困難なとき | 保護者の療養期間中 |
| 障害 | 障害のため保育が困難なとき | 保護者の療養期間中 |
| 介護・看護 | 病人や障害者、要介護者（看護者）を介護（看護）しているとき | 介護（看護）者の療養期間中 |
| 災害の復旧 | 自宅などの災害の復旧にあたっているとき | 災害復旧期間中 |
| 求職中 | 仕事を探しているとき | 3ヵ月以内 |
| 就学 | 大学や職業訓練校に通っているとき | 就学期間中 |
| 虐待・DV | 虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき | 最長、就学前まで |
| 育児休業 | 育児休業取得前に既に子育てのための施設等を利用している子どもがあり、当該児童が継続利用するとき | 最長、就学前まで |
| その他 | 町長が必要と認めるとき | 最長、就学前まで |

※ 産前産後各8週間とは、出産日から8週間の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間です。

（例）出産日が9月1日の場合、「出産日から起算して8週間前の日」は7月8日、「出産日から起算して8週間後の日の翌日」は10月27日のため、認定の有効期間は7月1日～10月31日となります。

3 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。

（提出した書類は返却できませんので、必要な方は事前にコピー等をとって保管してください。）

(1) 全ての方が必要な書類

全員提出が必要です。 **※押印漏れや訂正時に「印鑑」が必要となりますので、必ずご持参ください。**

申請者（保護者）の本人確認書類と児童及び保護者のマイナンバーが確認できる書類

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者のいずれも該当する事由の書類が1部ずつ必要です。

| | | |
|---------|----------------------------------|---|
| 就労 | 勤務・内職 | ◆就労証明書（表面） ※育児休業から復帰する方は、育児休業期間の記載も必要です。 ※雇用期間が切れて更新がない場合、申込は無効になります。 |
| | 自営業・フリーランス | ◆就労証明書（両面） ・仕事の内容がわかる書類の添付 ※フリーランスのみ、直近3か月の支払明細書を提出 例）開業届、税申告書、営業許可証、名刺、パンフレット等 |
| 妊娠・出産 | ・親子健康手帳の写し ※表紙と分娩（出産）予定日が確認できる部分 | |
| 疾病・障害 | ◆診断書 | |
| 看護・介護 | ◆介護（看護）申立書 | |
| | ◆診断書、 ・介護保険被保険者証の写し | |
| 災害復旧中 | 罹災証明書 | |
| 求職活動中 | ◆求職申立書 ※ハローワークカードをお持ちの方はご持参ください。 | |
| 就学・職業訓練 | ◆在学証明書、 ・時間割の写し | |
| その他 | その他保育を必要とすることを証明する書類 | |

ひとり親世帯の場合は次の書類（①～③）のいずれかの提出が必要です。

| | |
|---------------------------|---|
| ひとり親世帯 | ①児童扶養手当受給者証の写し ②遺族年金受給者証の写し ③（上記①②を受給していない世帯）戸籍謄本 |
| 0～2歳児の場合で、該当する方のみ提出が必要です。 | |
| 生活保護世帯 | 生活保護受給証明書 |
| 里親受託世帯 | 養育する児童に係る児童相談所長の証明書 |
| 町民税非課税世帯 | H31.1.1時点住所地の市町村から「平成31年度所得課税証明書」 |

注）「◆」が付いている書類は、子ども家庭課指定の様式となります。北谷町ホームページからダウンロードできます。

4 無償化給付について

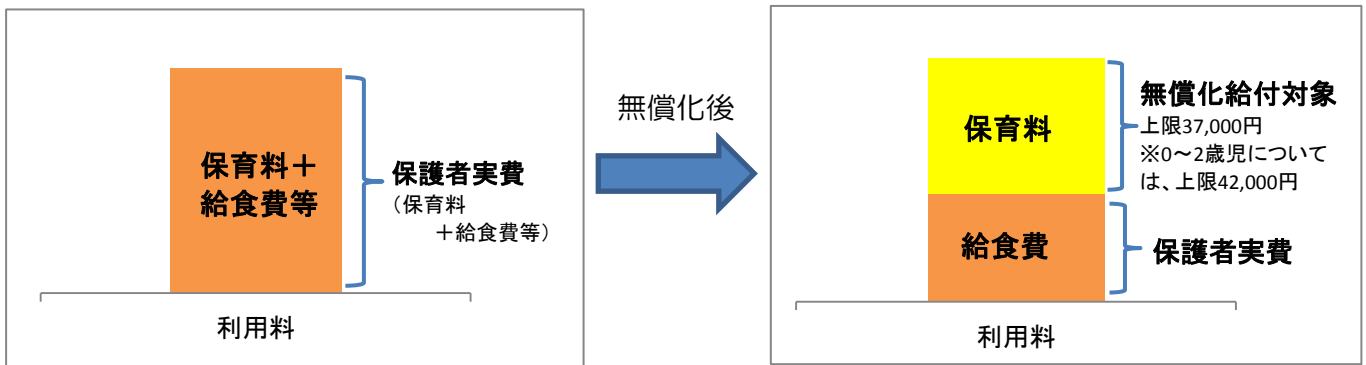
(1) 無償化給付の対象および支給限度額について

幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、施設の利用料または保育料に限ります。
 (※日用品、文房具、行事参加費、給食費、通園送迎費等の実費として徴収される費用は給付の対象となりません。)

保育の必要性のある3歳児クラスから5歳児クラスの子ども(0歳児クラスから2歳児クラスは町民税非課税世帯の子ども)で、保育所又は一定基準以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園を利用していない場合、下記上限額までの利用料が無償となります。

| クラス | 月当たりの限度額 |
|------------------------|----------|
| 3～5歳児クラス | 37,000円 |
| 0～2歳児クラス(町民税非課税世帯に限る。) | 42,000円 |

《イメージ図》



(2) 無償化給付の請求について

無償化給付については、基本的に償還払いによる支給となります。支給を受けるためには、別途、請求が必要です。施設が発行する利用料等の内訳を示した「領収証兼提供証明書」を添付して、施設等利用費請求書(償還払い用)を提出してください。北谷町が請求書類を審査後、保護者名義の口座へ支給します。なお、請求書は四半期ごとに以下の期限までに提出してください。

(※請求書等の様式については、北谷町ホームページからダウンロードできます。)

| 期月 | 提出期限 |
|----------------|---------|
| 第1期(4月分～6月分) | 7月末日 |
| 第2期(7月分～9月分) | 10月末日 |
| 第3期(10月分～12月分) | 翌年の1月末日 |
| 第4期(1月分～3月分) | 4月末日 |

【注意事項】

請求書、領収証、提供証明書等に不備や誤りがある場合は、支給できませんのでご注意ください。

《イメージ図》



5 このような場合は必ず申請・届出を行ってください

転職や、退職、勤務先や勤務内容の変更、育児休業の取得、その他生活の状況の変更があった際には、速やかに以下の書類を子ども家庭課へ提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

| 主な変更の内容 | 提出書類 | |
|--|---------|--------------------------------------|
| | 認定変更申請書 | その他必要な書類 |
| 北谷町外へ転居する | — | 認定取消申請書 |
| 施設等の利用をやめる | — | 認定取消申請書 |
| 世帯構成が変わった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等) | ○ | |
| 仕事を辞めた(求職中になった) | ○ | |
| 就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、単身赴任の有無、仕事を始めた、仕事が変わった など) | ○ | 就労証明書 |
| 産前産後休業に入る(産前3か月、産後2か月) | ○ | 親子健康手帳のコピー (表紙と分娩(出産)予定日が確認できる部分) |
| 育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する | ○ | 就労証明書 (育児休業期間が記載されたもの) |
| 町民税非課税世帯ではなくなった (0~2歳児クラスのみ) | — | |
| その他家庭の状況が変わった | ○ | 変更内容が分かる資料 |
| 公立幼稚園を利用することになった | — | 子ども家庭課へご連絡ください |

6 認定開始後の確認事項(現況届出書について)

認可外保育施設等を利用し、無償化給付を受ける方は、毎年2月~3月ごろに保育を必要とする事由の確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定申請書(現況届)」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。

提出がない場合や保育の必要性が確認できない場合は、施設等利用給付を受けられなくなることがあります。

7 お問い合わせ先

北谷町役場 子ども家庭課 こども園係
電場番号：098-936-1234 (内線259、290)